令和７年（ヒ）第２０１６号
東京都千代田区永田町２丁目17番17号アイオス永田町２Ｆ
清算株式会社　ＣＡ　ＰＡＲＴＮＥＲＳ株式会社
1　決定年月日　令和７年７月24日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０３７号
東京都大田区大森北１丁目19番２号
清算株式会社　株式会社ニュースワン
1　決定年月日　令和７年７月22日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（ヒ）第８号
愛知県蒲郡市形原町東稲荷20番地１
清算株式会社　株式会社三幸
1　決定年月日　令和７年７月22日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和６年（ヒ）第３０号
京都市左京区北白川久保田町１番地
清算株式会社　株式会社ＫＷＣ
1　決定年月日　令和７年７月23日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
京都地方裁判所第５民事部

令和７年（ヒ）第１１号
京都府京田辺市三山木野神86番地１
清算株式会社　阪神管財株式会社
1　決定年月日　令和７年７月23日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
京都地方裁判所第５民事部

令和７年（ヒ）第３０１８号
大阪市北区天神橋２丁目北１番21号
清算株式会社　株式会社三亜トレーデイング
1　決定年月日　令和７年７月23日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第３号
埼玉県比企郡小川町大字角山59番地
清算株式会社　株式会社武蔵野リフレッシュサービス
代表清算人　岡田　勝典
1　決定年月日　令和７年７月22日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　弁済の方法
本協定における弁済は、第２（協定債権の弁済及び免除）１⑴に規定のとおり実施しない。ただし、同２に規定する新たな財産が発見され協定債権者に対し支払うべき額が生じる場合には、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。なお、振込手数料は協定債権者の負担とする。
2　協定の実行等
清算株式会社は、第２（協定債権の弁済及び免除）１⑴に規定する協定を実行し、可及的速やかに清算結了の手続を行う。
3　解除条件
本協定に対する裁判所の認可決定がなされず、又は裁判所の認可決定が取り消された場合は、本協定に基づくすべての行為は、遡って効力を失う。
第２　協定債権の弁済及び免除
1　協定債権の弁済及び残額の免除
⑴　特別清算開始決定日現在の清算株式会社の資産から法人住民税（均等割）納付予定額を差し引くと残額が０円となるため、清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定に基づく弁済は行わない。
⑵　清算株式会社は、協定債権者から、協定債権全部（債権元本残高、未収利息及び遅延損害金を含む。）について、本協定認可確定の日の翌日にその全額の免除を受ける。
2　１に規定する債務の全額免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は直ちにこれを換価して、協定債権者に対し、換価代金額から必要な費用を控除した残額を支払う。この場合、協定債権者の前項⑵による債務の全額免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和７年（ヒ）第２０１０号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号新国際ビル４階
清算株式会社　株式会社カワセミ
代表清算人　江田　雄二
1　決定年月日　令和７年７月22日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　弁済の方法
本協定における弁済は、第２（協定債権の弁済及び免除）１⑴に規定のとおり実施しない。ただし、同２に規定する新たな財産が発見され協定債権者に対し支払うべき額が生じる場合には、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。なお、振込手数料は協定債権者の負担とする。
2　協定の実行等
清算株式会社は、第２（協定債権の弁済及び免除）１⑴に規定する協定を実行し、可及的速やかに清算結了の手続を行う。
3　解除条件
本協定に対する裁判所の認可決定がなされず、又は裁判所の認可決定が取り消された場合は、本協定に基づくすべての行為は、遡って効力を失う。
第２　協定債権の弁済及び免除
1　協定債権の弁済及び残額の免除
⑴　特別清算開始決定日現在の清算株式会社の資産から法人住民税（均等割）納付予定額を差し引くと残額が０円となるため、清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定に基づく弁済は行わない。
⑵　清算株式会社は、協定債権者から、協定債権全部（債権元本残高、未収利息及び遅延損害金を含む。）について、本協定認可確定の日の翌日にその全額の免除を受ける。
2　１に規定する債務の全額免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は直ちにこれを換価して、協定債権者に対し、換価代金額から必要な費用を控除した残額を支払う。この場合、協定債権者の前項⑵による債務の全額免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和７年（ヒ）第２０１１号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号新国際ビル４階
清算株式会社　株式会社セリン
代表清算人　江田　雄二
1　決定年月日　令和７年７月23日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社が保有する資産1,442,526円については、本特別清算手続が終結するまでに生じる費用（税理士費用、事務費）及び代理人弁護士報酬に充てるものとする。
2　各協定債権者は清算株式会社に対し、別紙記載の各協定債権について、本協定認可決定確定時にその債務の全額を免除する。
3　前項の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０１１号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号新国際ビル４階
清算株式会社　株式会社セリン
代表清算人　江田　雄二
1　決定年月日　令和７年７月23日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　各協定債権者は清算株式会社に対し、別紙記載の各協定債権について、本協定認可決定確定時にその債務の全額を免除する。
2　前項の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第３００１号
川崎市宮前区犬蔵２丁目３番47―２
清算株式会社　株式会社調剤経営研究所
代表清算人　濱田　秀美
1　決定年月日　令和７年７月16日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　本協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、令和７年４月17日（開始決定日の前日）までの原因に基づいて発生した協定債権（以下「特別清算債権」という。）及び特別清算債権に係る同月18日（開始決定日）以降の利息及び遅延損害金とする。
2　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑵　按分弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　弁済及び免除
1　特別清算債権に対する弁済及び免除
⑴　弁済方法
特別清算債権については、以下の方法により弁済する。
ア　資産換価代金から、清算結了までに発生し及び発生すると予想される共益的債権及び優先的債権の全額を控除して、弁済原資総額を算定する。
イ　本協定の認可決定確定日の属する月の末日までに、上記アを弁済原資として、下記割合に応じて弁済する。
記
ＭＭボンドファイナンス株式会社　3.01900％
ＭＭ社債投資株式会社　88.34526％
株式会社アイティホールディングス　4.38638％
株式会社ファーマシー・オフィスデポ　4.24936％
⑵　免除方法
特別清算債権については、上記⑴イの弁済時において、弁済後の残債権額について全額免除を受ける。
2　開始決定日以降の利息・遅延損害金の免除
特別清算債権に係る令和７年４月18日（開始決定日）以降の利息・遅延損害金については、本協定の認可決定確定時に、全額免除を受ける。